

令和 7 年度 京都市予算案 事業概要

保健福祉局

事務事業名	生涯を通じた歯と口の健康づくりの充実 (妊婦・パートナー歯科健診、歯周疾患予防健診の充実)		
予 算 額	17,500 千円 (全体事業費 36,498 千円のうち充実分)	新規・充実・継続の別	充実
担 当 課	健康長寿のまち・京都推進室 健康長寿企画課(222-4420)		
[事業実施に至る経過・背景など] 歯と口の健康増進は、歯と口のみならず、全身の健康増進や食べる・話すといった生活の質の維持に欠かせず、健康寿命の延伸を図るうえで非常に重要である。 京都市健康長寿・口腔保健・食育推進プランに基づき、胎児期から高齢期まで生涯を通じた歯と口の健康づくりを推進していくために、市民の口腔健康管理を支援するための環境づくりとして歯科健診事業の充実を図る。			
[事業概要] 1 妊娠期の歯科健診の充実 (1) 妊婦歯科健診 (11,400 千円) 歯科疾患のリスクが高まる妊婦に対し歯科健診を受けやすい環境を整えることで、妊婦本人及び生まれてくる子どもの健康支援を実施する。(これまでの区役所・支所での実施方式から、妊婦が利用しやすい身近な地域の医療機関での実施方式に見直すことで、健診場所・健診時間などの利便性を向上する。)。 (2) パートナー歯科健診 (3,200 千円) 新たに、妊婦のパートナーに対しても、妊婦歯科健診と同様に、地域の医療機関での歯科健診の機会を提供することで、家庭全体での口腔保健意識を高め、本人及び子どもの歯と口の健康づくりを支援する。 2 歯周疾患予防健診の充実 (2,900 千円) 市民の歯科健診の受診とかかりつけ歯科を持つことを促進するため、歯周疾患予防健診について、現在の対象年齢(満 20、30、40、45、50、55、60、65、70 歳)を拡大するとともに、周知強化を実施する。 (1) 若い世代の歯科健診の機会を拡充するため、満 25 歳・35 歳を対象年齢に追加 (2) 歯周病の進行や生活習慣病の発症リスクが増加する満 40 歳に対する個別受診勧奨の実施			
[参 考 (他都市の状況・事業効果など)]			

< 報道発表資料 >

令和 7 年 5 月 1 9 日

京都市保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室健康長寿企画課

京都市歯周疾患予防健診の対象年齢の拡充

～対象年齢に 25 歳・35 歳を追加します～

若い世代の歯科健診の機会を拡充するため、京都市歯周疾患予防健診の対象年齢に 25 歳・35 歳を追加します。これにより、20 歳～70 歳までの 5 歳ごとの節目の方に歯周疾患予防健診を受けていただくことができますようになります。

5 年に 1 度の貴重な歯科健診の機会をきっかけに、かかりつけ歯科をもち、歯と口の健康管理につなげましょう。

【事業概要】

● 変更内容

歯周疾患予防健診の対象年齢に満 25 歳及び 35 歳を追加

【現 行】市内在住の満 20 歳、30 歳、40 歳、45 歳、50 歳、55 歳、60 歳、65 歳、70 歳
【変更後】市内在住の満 20 歳、25 歳、30 歳、35 歳、40 歳、45 歳、50 歳、55 歳、60 歳、65 歳、70 歳

※各年齢は、健診実施日時点の満年齢（各年齢の誕生日から次の誕生日前日まで）

※費用負担は 500 円（免除の規定あり）

● 変更年月日

令和 7 年 6 月 1 日（日） ※健診実施日は各医療機関の診療日に基づきます。

● 経過措置

令和 7 年度に限り、令和 7 年 4 月 1 日時点で満 25 歳又は 35 歳の方は、令和 8 年 3 月 31 日まで本健診を受けていただけます（ただし、いずれも健診実施日時点で市内在住に限ります）。

● 詳細

健診内容や実施場所、自己負担金などの事業の詳細については、

下記 URL 又は右の二次元コードから御確認ください。

URL:<https://www.city.kyoto.lg.jp/hokenfukushi/page/0000246515.html>

京都市情報館 H P
歯周疾患予防健診 ↓



< お問合せ先 >

京都市保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室健康長寿企画課（口腔保健担当）

電話：075-222-4420

< 報道発表資料 >

令和 7 年 5 月 1 9 日

京都市保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室健康長寿企画課

妊婦・パートナー歯科健診を開始

～令和 7 年 6 月 2 日から受診券交付、1 0 月 1 日から健診を開始します～

京都市では、本年 1 0 月 1 日（水）から、身近な地域の医療機関での妊婦・パートナー歯科健診を開始します。それに先立ち、6 月 2 日（月）から母子健康手帳の交付を受ける方に、妊婦・パートナー歯科健診の受診券の交付を開始します。

【背景と目的】

妊婦の方、さらに生まれてくるお子さんの歯と口の健康管理を推進するため、身近な地域の医療機関での妊婦歯科健診を開始します。併せて、妊婦の方とともに子育てを行うパートナーの方にも歯科健診を開始し、子育て家庭の歯と口の健康づくりをサポートします。

【妊婦歯科健診の概要】

- 対 象 者 健診実施日に、市内に住所がある妊婦の方
- 受 診 回 数 妊娠中（受診券交付時から出産までの間）に 1 回
- 実 施 場 所 指定の医療機関 ※令和 7 年 9 月中旬に京都市情報館へ掲載予定
- 費 用 無料（受診券の提出が必要）
- 健診開始日 令和 7 年 1 0 月 1 日（水）
健診開始までに歯科健診を希望される場合や出産予定の方は、区役所・支所で実施している妊婦歯科相談を御利用ください。
URL：<https://www.city.kyoto.lg.jp/hokenfukushi/page/0000234925.html>
- 健 診 内 容 歯科健診（むし歯の有無、歯ぐきの状態など）、歯科保健指導
上顎又は下顎前歯の簡単な歯面の清掃
- 受診券交付 令和 7 年 6 月 2 日（月）から、母子健康手帳の交付を受ける方に対し、妊婦歯科健診受診券 1 枚を交付します。なお、本受診券は、令和 7 年 1 0 月 1 日から利用できます。
- 経 過 措 置 令和 7 年 5 月 3 0 日（金）までに母子健康手帳の交付を受け、1 0 月 1 日以降の健診実施日時点で妊娠中かつ市内住所のある方は、受診券なしでも受けられるよう措置を行います。受診券の代替方法など、詳しくは、後日、妊婦・パートナー歯科健診 H P でご案内します。
URL：<https://www.city.kyoto.lg.jp/hokenfukushi/page/0000340727.html>

【パートナー歯科健診の概要】

- 対 象 者 本市妊婦歯科健診の対象となる妊婦の方が、「配偶者又はそれと同等に子育てを行う」と認める方（以下「パートナー」という。）で、健診実施日に市内に住所がある方
- 受 診 回 数 受診券交付時点から妊婦の方の妊娠中に 1 回
- 実 施 場 所 京都市歯周疾患予防健診の指定医療機関
（パートナー歯科健診は、令和 7 年 1 0 月 1 日から対応）

詳細はこちら→

京都市情報館 H P 「歯周疾患予防健診」



- 費 用 無料（受診券の提出が必要）
- 健診開始日 令和 7 年 1 0 月 1 日（水）
健診開始までに歯科健診を希望される場合や妊婦の方が出産予定の方は、区役所・支所で実施している成人歯科相談を御利用ください。
URL：<https://www.city.kyoto.lg.jp/hokenfukushi/page/0000234925.html>
- 健 診 内 容 歯周疾患予防健診を実施します。
歯科健診（むし歯の有無、歯ぐきの状態など）、歯科保健指導
- 受診券交付 令和 7 年 6 月 2 日（月）から、母子健康手帳の交付を受ける妊婦の方に、妊婦歯科健診受診券とともにパートナー歯科健診受診券 1 枚を交付します。妊婦の方は、パートナーの方に本受診券をお渡しください。なお、本受診券は、令和 7 年 1 0 月 1 日から利用できます。
- 経 過 措 置 令和 7 年 5 月 3 0 日（金）までに母子健康手帳の交付を受け、1 0 月 1 日以降の健診実施日時点で妊娠中の方のパートナーの方は受診券なしでも受けられるよう措置を行います。受診券の代替方法など、詳しくは、後日、妊婦・パートナー歯科健診 H P でご案内します。
URL：<https://www.city.kyoto.lg.jp/hokenfukushi/page/0000340727.html>

<本事業における「パートナー」について>

本市妊婦歯科健診の対象となる妊婦の方が「配偶者又はそれと同等に子育てを行う」と認める方であれば、法的婚姻関係の有無や性別、年齢などは問いません。

<その他>

妊婦・パートナー歯科健診の情報については、順次、京都市情報館で公開します。

以下の URL 又は二次元コードから御確認ください。

URL：<https://www.city.kyoto.lg.jp/hokenfukushi/page/0000340727.html>

京都市情報館 H P 「妊娠・パートナー歯科健診」→



<お問合せ先>

京都市保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室健康長寿企画課（口腔保健担当）

電話：0 7 5 - 2 2 2 - 4 4 2 0